

今後目指すべき地方税制の方向と 平成25年度の地方税制改正等への対応についての意見(概要)

平成24年10月22日
地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方税制の方向

- 今後の地方税制改正に当たっては、以下のような原則に沿って、地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要。
 - ・ 今後増大が見込まれる地方の財政需要を賄うための地方税の充実
 - ・ 分かち合いとしての地方税制の公平性の確保
 - ・ 地域主権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化
 - ・ 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
- 社会保障・税一体改革は、社会保障給付の安定財源を確保するために行うものであり、社会保障に大きな役割を果たす地方の減収につながる見直しは、可能な限り行わないこととすべき。消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担の軽減を行うことには慎重な検討が必要。
- 地方税体系を環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改める「地方税のグリーン化」を進めることが必要。

第二 平成25年度税制改正等への対応

- 自動車取得税は、①権利の取得に担税力を認めて課される流通税であり消費税とは課税根拠が異なり、②自動車のもたらす社会的費用に対応する地方行政サービスからの受益に着目して課される税であり、③自動車重量税と併せて約5,000億円が地方自治体の貴重な財源となっており、④その負担軽減は税制のグリーン化に逆行するものである。新たな関連税制の姿を示すことなく同税を廃止することは不適當。
- 地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割を適切に反映させる制度として、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を地方に譲与するなど、地方の財源を確保・充実する仕組みを作るべき。
- 不動産取得税は、不動産の取得の背後にある担税力に着目して課される税であり、消費税とは課税根拠が異なる。新築住宅特例の控除額の引上げ等の効果は高所得者に限定されることに留意し慎重な検討が必要。
- 個人住民税の住宅ローン控除は、あくまで所得税から控除しきれない者に対して税源移譲の範囲内で控除を行い、減収額を全額国費で補てんする仕組み。個人住民税は、「地域社会の会費」的性格を有し、政策的な控除は原則として認められていない。
- 償却資産に対する固定資産税は、企業等が事業活動を行うに際して地方行政サービスを受けるという応益性に着目して課税するものであり、「機械及び装置」に係る税額が6,000億円近いという財源的な重要性も考えると、これを縮減・廃止することは不適當。
- ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が各種地方行政サービスと密接な関係を有し、利用者の支出行為に十分な担税力が認められることから課税されているものであり、財源が乏しく山林原野が多い市町村の貴重な財源となっているため、同税の廃止は不適當。